

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) ICT を活用した地域医療連携ネットワークの構築と患者情報を用いた重症化予測モデルの構築について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(2) 教員免許更新制に係る所有免許状調査について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 三春学園防犯カメラ運用事務</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 向陽学園防犯カメラ運用事務</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ みどりハイム防犯カメラ運用事務</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 潮田公園内防犯カメラ運用事務</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 横浜動物の森公園管理許可施設（緑のリサイクルプラント）内防犯カメラ運用事務</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 燃やすごみ運搬業務車両へのドライブレコーダー搭載</p> <p>(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 退職後の地域活動に向けたきっかけづくり事業</p> <p>(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p style="margin-left: 20px;">ア YCAN接続端末統制基盤の自治体情報セキュリティクラウドでの利用</p> <p style="margin-left: 20px;">イ システム管理システムの運用事務</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 横浜ライフイノベーションプラットフォーム（LIP. 横浜）関係事務</p> <p>(4) システム更新時のデータ移行業務委託に係る事務委託についての報告</p> <p style="margin-left: 20px;">ア ハードディスクデータの復旧業務委託</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 下水道事業財務会計システム運用等事務</p> <p>(5) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告 自然観察ウォーキング企画運営等業務委託</p> <p>(6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（11件）</p> <p>(7) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（8件）</p> <p>(8) 個人情報ファイル簿兼届出書（3件）</p> <p>(9) 個人情報ファイル簿変更届出書（2件）</p> <p>(10) 平成28年度下半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 平成28年度実績報告</p> <p>(2) 平成28年度個人情報漏えい事故件数</p> <p>(3) 個人情報漏えい事案の報告（平成29年3月18日～平成29年5月26日）</p> <p>(4) その他</p>
-----	--

日 時	平成29年 5月31日（水）午後 2時00分～午後 3時35分
開催場所	関内中央ビル 5階特別会議室
出席者	花村会長、芦澤委員、加島委員、小嶋委員、土井委員、新田委員、中村委員、糠塚委員
欠席者	清野委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	・審議事項(1)・(2)について承認する。 ・報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】 （事務局） それでは、ただいまから、第155回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。 審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。 本日は、清野委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、8名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認 （花村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 始めに、第154回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。 特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （各委員） <異議なし> （花村会長） それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項 （1） 【案件1】 ICT を活用した地域医療連携ネットワークの構築と患者情報を用いた重症化予測モデルの構築について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む）</p> <p>（花村会長） それでは審議事項の審議に入ります。 最初に案件1「ICT を活用した地域医療連携ネットワークの構築と患者情報を用いた重症化予測モデルの構築について」のご説明をお願いします。 （事務局） <所管課及び審議の視点について説明> （所管課） <資料に基づき説明> （花村会長） ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。</p>

(糠塚委員) 取り扱う個人情報の項目の中に「臨床研究への参加の同意書」があります。この同意書の保存期間が「5年」と記載されていますが、どのように保存しているのですか。

(所管課) 同意書は紙でいただいています。研究の管理者がいて、鍵の付いた引出しに入れるようにしています。

(糠塚委員) 保存方法は書いておいたほうがいいですね。

(花村会長) 同意書の中には、患者の氏名や住所、電話番号もありますよね。それも個人情報の一つですから、やはり書いておいたほうがいいだろうと思います。

(所管課) 分かりました。セキュリティのかかったところで保管するという旨で書きます。

(芦澤委員) アルゴリズムをつくるためと、モニタリングするためということで、2種類のデータ収集を行うという説明でした。取り扱う個人情報の種類の中に入っている情報が違います。目的が違うので、取り扱う個人情報の中身が変わってくるのだと思います。

審議会では取り扱う個人情報の内容を気にしながら議論することが多いので、取り扱う個人情報の内容とともに事業の違いを説明してもらいたいです。

また、特によく議論になることとしては、「個人情報の種類（電子データ）」の最後に「等」と書いています。個人情報をどの範囲まで取り扱うか議論になるので、そこも汲みながら話してもらいたいです。

(所管課) 「電子計算機処理の開始」の欄は、主に重症化のアルゴリズムを新しくつくるためのデータです。基本的には大学の中だけで保存しています。集中治療室の中で取っているモニターのデータを最終的には全て保存しておいて、使おうと思っています。その中で書き切れないほどの量があったので、最後に「等」と書いています。

現在、集中治療室や重症系のところで取得するモニターのデータはものすごい種類があります。一つひとつ書くべきかどうかを相談した結果、最終的に省いてしまったものがあるということです。

例えば、心電図は誘導が12個ぐらいあつたりします。その一つひとつに微妙な変化が数値として残ります。そういった細かいものから、呼吸数の微妙な変化や、血圧1拍1拍の面積の変化も数値としてかなり残っています。最終的には全てのデータを集めてアルゴリズムをつくっていきましょうと思っています。書き切れなかったものはかなり専門的な用語であるので、書くべきかどうか検討した上で、省いています。それぞれ大まかに書いてある代表的な名前の波及した専門用語と思っていたらだければと思います。

「電子計算機処理の開始」と「事務の委託」で取り扱う個人情報の内容が異なってくるのは、受託者のクラウドに引き取って保存してもらおうデータというのは、遠隔で監視するためのデータです。つまり、脳卒中・神経脊椎センターで取れるデータということになります。それに加えて、大学病院では、監視カメラで撮った画像データが主なものになってきます。そこで「電子計算機処理の開始」と「事務の委託」の内容が変わっ

てきます。

脳卒中・神経脊椎センターでは、大学病院ほどの詳細なモニタリングはしていないことが多いので、鎮静薬、鎮痛薬、昇圧剤などの投与薬剤データが入ります。しかし、脳卒中・神経脊椎センターのデータをそのままクラウドに上げるつもりはないので、「事務の委託」の欄には記載していません。Web会議では、「今どうなっていますか」と直接聞こうかと考えています。現状の患者の治療内容などに関しては、現場に直接聞くということで、委託する予定はないので、記載を省いています。

脳卒中・神経脊椎センターで保存するデータと大学で保存するデータが多少異なっているものもあるので、「電子計算機処理の開始」と「事務の委託」の欄で取り扱う個人情報の内容が変わっています。

(芦澤委員) 「事務の委託」のほうは身長、体重が入っています。「電子計算機処理」のほうには入らなくていいですか。

(所管課) これは漏れているかもしれないので、追加します。

(芦澤委員) あとは、「等」をどう扱うかです。周囲のデータベースに名前が付いているのであれば、「そのデータベースに含まれている情報」という形で、ある大きな塊としての書き方をしてもらおうと、それ以外のものがむやみに入らなくて安心です。

(所管課) そのように書きます。

(花村会長) そういうことでよろしいですか。「際限がなくなってしまうのはやめてくれ」ということです。

(所管課) 分かりました。ある決まったモニターで取れる情報と、ある電子カルテのサーバから取れる情報だけに限定します。

(芦澤委員) アルゴリズムを作っていくためのデータ収集の対象件数が「月20～25件」と書かれています。遠隔集中治療と同じ件数なのは、対象が同じだからですか。

(所管課) これはもう一度修正します。月20～25件というのは、附属病院に入室してくる患者が大体40～50件ぐらいいます。恐らく同意を取れるのが六、七割という想定でいます。

(芦澤委員) イメージとしては、寝たきりの人などですか。

(所管課) そうですね。脳卒中・神経脊椎センターの場合は、脳梗塞になって治療を受ける人や、脳腫瘍で手術を受けた患者などです。附属病院の場合は、重症系の術後の患者と急変患者の全てで、患者の対象が少し異なります。

(芦澤委員) 件数が少ないのかなと思って聞いたのですが、「事務の委託」のほうは実際より多いということでした。「ビッグデータの解析」というと、我々素人はすごく大きなデータをイメージします。

(所管課) ビッグデータは患者の数というよりは、1人の持つデータ量がものすごく多いという意味です。1分ごとに20種類ぐらいのパラメータをずっと持っているので、1日1人で1,440件になります。そういったものが何日間か、10日あれば1万4千件ですが、「日数」に「取る項目」を乗じることになります。

(花村会長) 現在の想定件数を修正することになりますか。

(所管課) 「事務の委託」の対象者を修正して、少し増やします。

(芦澤委員) 想定件数は、2週間 25人分ということですね。「件数」というとらえ方でいいのですか。

(花村会長) 対象は1人ですよ。

(所管課) 現在は「1人」というイメージで書いています。ただ、1人の中で取る項目としてははすごく多いです。

(花村会長) ただ、この欄に書いている「20～25」という数字は人数のことをイメージすればいいですね。

(所管課) はい。

(花村会長) 「事務の委託」の想定件数「20～25件」は、もう少し増えるという意味ですか。

(所管課) プラス10件ぐらいだと思います。

(花村会長) 10件だとすると、ここは「30～35件」ぐらいということで、よろしいでしょうか。

(所管課) はい、そのように修正します。

(中村委員) 個人情報取得の際、「患者本人や代諾者の同意を得る」とされています。ICUに入っていると、患者本人はなかなか同意できないので、代諾者になってくると思います。代諾者はどういう人を想定していますか。また、代諾者の同意によって患者本人の同意に代えられる根拠を教えてください。

(所管課) 通常は、医療用の同様の研究で、同意を取る場合、全て「本人若しくは代諾者」で取ることが多いです。どうしても意識のない状態の人もいます。そういった人を対象とする研究の場合には、一親等以内の同居している家族や両親の同意を取ることが多いです。病院内の倫理委員会では通常、そのように申請を出しています。

もし患者の意識が戻って、「嫌だ」という場合には、事後的に同意撤回も可能です。

(中村委員) 事後的に同意をするのであれば、それは本人の同意になるかもしれません。これまで研究の際に、一親等以内の家族から同意を取っていたとおっしゃっていましたが、なぜ一親等以内であれば本人ではないのにその同意に基づいて研究のための個人情報取得ができるのですか。

(所管課) それは持ち帰って病院内の倫理委員会に相談します。

(花村会長) 中村委員はどう考えますか。

(中村委員) よく医療契約で意識のない人が運び込まれると、契約をして医療行為をしてもらわなければいけません。それは法律的には、事務管理や、夫婦の相互扶助義務に基づく配偶者の同意でやっていると思います。

今回、病歴などセンシティブな情報を、患者本人でない人が同意できるというのがよく分かりません。あくまで患者本人の同意を得ないと、私は難しいかと考えています。もちろん、誰かがとりあえず同意しておき、その後、患者本人が意識が戻ったときに追認すれば有効になることがあるかもしれません。

それと関連してもう1点あります。この個人情報収集方法の本人外収集の根拠として、個人情報条例第8条第1項第2号、4号を挙げていま

す。目的外利用が第10条第1項第2号、4号を挙げています。第2号は「本人の同意があるとき」なのでいいかと思います。4号は、「生命などの保護のため緊急やむを得ない場合、本人の同意がなくても個人情報を取得できる」という規定です。

ただ、今回はそもそもシステムを構築するための情報の収集です。治療のための収集で、生命や身体に危険な状態ならば、4号で同意なしでできるかもしれません。そうでない今回のケースで4号が根拠になるのかもよく分かりません。

(所管課) 脳卒中・神経脊椎センターから取るデータは、治療介入の助言をするところなので、4号でも適用できるのかなと思います。もう一つの附属病院で取るデータは、今後のアルゴリズムをつくるためのものであり、すぐに治療に適用するというものではありません。そのため、4号には当たらないかもしれません。

(花村会長) 脳卒中・神経脊椎センターでは、重症化が予測されることが発生した場合には、治療行為に入るということを考えているのですね。

(所管課) そうですね。診療の助言をするということですね。

(花村会長) 附属病院は、そういう治療行為はしないのですよね。

(所管課) 附属病院はしません。まずはデータ収集です。

(花村会長) そうなると基本的には本人の同意が原則ですよ。このケースは、改正個人情報保護法の要配慮個人情報に類するものでしょうから、例外もありますが、本人の同意が原則に必要だということになるでしょう。

この種のことは、本人の同意をきちんと得られているのか、代諾の権限者はどういう人なのかが法的には必ず問題になります。その代諾者の範囲を広げてしまうと、個人情報保護上問題があるので、そこの整理はしていただきたいという趣旨ですね。

(中村委員) はい。

(所管課) 基本的な入室患者の8割ぐらいは手術予定の患者です。術前に本人に説明して同意を取るとは可能です。今回、代諾者と書いたのは、急患で意識がないような患者を想定しています。基本的には本人からの同意のつもりです。

(花村会長) 現場で「同意しません」という人はけっこういるのですか。

(所管課) 何か新しい介入だったり、コストがかかるようなものだと、やはり拒否する人がいます。今回のように、観察研究とって、患者に何も医療処置等がないようなものは、基本的に皆さん同意してくれます。

(土井委員) 今回、事業概要は大きく二つあります。遠隔集中治療と重症化予測モデル構築です。

事業概要に「遠隔集中治療のときは、身長、体重等は含まない」と書いてありますが、これは含めてはいけないようなシステムになっているのですか。

(所管課) センサーで取得するとき、そのセンサーには身長、体重は入力しません。別で保存しなければなりません。既に介護で使っているようなセンサーです。

(土井委員) 重症化予測モデルを作るときはそういった情報が入るような形になっているのですか。

(所管課) 重症化予測モデルは、最終的にどんなデータが使えるかは、統計解析や機械学習してみないと分からないことがあります。関係がありそうな項目全てを取得しようと考えています。

(土井委員) 取り扱う個人情報ですが、遠隔集中治療の場合と予測モデルの場合で扱う情報が違うということは、2通り書いてもいいのかなと思いました。過去の事例と合わせてどちらにするかは任せます。

(所管課) はい、分かりやすく2種類に分けて記載します。

(加島委員) 遠隔集中治療については、センターと受託者クラウドサーバを経由して、符号か何かを用いるので、個人情報は受け渡さないということですね。

(所管課) はい。

(加島委員) 大学病院側には、またその符号から突き合わせて個人を識別するのですか。

(所管課) 特にそれはしません。「何番のベッド」ということで現場の看護師と話します。

(加島委員) 個人情報はやり取りしないということですね。

(所管課) そうですね。

(加島委員) 受託者のクラウドサーバには、データは経由するだけですか。残しておくのですか。

(所管課) データはしばらく残ります。

(加島委員) それが5年間保存ということですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 個人を識別するのは符号で持っているということですか。

(所管課) そうですね。新たに附与したものなので、別のIDです。

(加島委員) 生体情報データネットワークの関係で、USBでクラウドサービスに接続します。このUSBの中にはデータは残すのですか。

(所管課) その運用はこれからしっかり考えていきます。転送した後に削除するのが一番安全だと思います。

(加島委員) USBは必ず空にしますか。

(所管課) 毎回空にするのか、どこかのタイミングで空にするかです。

(加島委員) それをどこかに記述しておかないと駄目なのではないですか。USBの中にデータが残ってしまいます。鍵のかかるところに入れておき、定期的に何かのサイクルで消すのか、データを送ったらすぐ、残らないようにするかが必要です。

(所管課) 分かりました。

(事務局) USB等のセキュリティに関しては、「外部媒体の使用」の欄に、安全管理措置として記載しています。

(所管課) 申し訳ありません。記載のとおり、「毎回消去する」ということです。

(加島委員) 受託者のクラウドは、プライベートクラウドですかパブリッククラウドですか。この事業にしか使わないのか、受託者が色々な会社と

やり取りしているものも入っているのですか。

(所管課) この事業の専用のもので。

(加島委員) 横浜市立大学の専用クラウドですか。

(所管課) 今回の事業用です。ほかの施設からのデータとは共存しません。

(加島委員) それはどこかに書かれていますか。

(土井委員) クラウドはたくさんるところから集まってくるようなイメージもありますし。今回だと、色々な病院から色々な事例を集めたいニーズもあると思います。

(所管課) 最終的にはそうですが。

(土井委員) この事業を行うに当たっては、プライベートで三つの病院からしか扱わないクラウドを用意しているのですか。

(所管課) そうですね。

(加島委員) I SMSを受託者が取っていますが、クラウド対応のI SMSではないですよね。最近新しくクラウド対応I SMSというのができました。そこまで入っていないですよね。

(所管課) それは分かりません。

(加島委員) 分かりました。結構です。

(小嶋委員) 患者又は代諾者から同意を得るということですが、患者や代諾者はやはり治療してほしいと願っているので、医者から頼まれたときに同意することが多いのではないかと思います。同意書では、具体的にどのような形で同意を取っていますか。

(所管課) 今回の事業の背景、収集するデータ、患者には医療措置等がなく、コストもかからないこと、個人情報の適切な管理をしていること、希望があればいつでも撤回できること、院内の倫理委員会ですっかり審議された旨を記載しています。

(小嶋委員) そこまで中身が具体的であるならばいいと思います。

(糠塚委員) 患者の顔を監視カメラで撮って、保存した画像も受託者に行くのですか。

(所管課) はい。

(糠塚委員) カメラ業者なので、かなり鮮明な画像だと思います。それ自体でかなり高度な個人情報です。医学の世界では、研究で蓄積されて得られたデータは個人情報から切り離されて匿名化されていけば、それを公の財産として公開するのが常識だと聞いています。今回、苦痛の表情を匿名化したりして、「こういう表情になったときにはバイタルの数値がよくない」ということまでやると思います。顔がはっきり分からないようにして、なおかつデータとして使えるような両立できるような技術にはなっているのですか。

(所管課) その辺りはこれから開発していく必要があります。基本的には特異点で数値化していくことを考えています。写真のまま保存するのではなく、怒ったときのしわの形などを全て数値にして、データとして看護師が評価して、鎮静、鎮痛の痛みの評価などと突合して評価をしていきたいと考えています。数値化してしまえば個人情報から切り離されていくかと思っています。受託者がどのぐらいの技術を持っているか、しっか

り相談して、個人情報から変換できるような形に持っていかうと考えています。

(糠塚委員) 脳の画像など、そのままをそっくり残して載せるという話も聞きます。自分の脳の画像が世界中に出回っていることを想像すると、患者としてはやはり躊躇すると思います。同意を取るときに、その辺りも説明したほうが安心するのではないかと思います。

(所管課) 説明文書に入れます。

(芦澤委員) やはりアルゴリズムを作ってみないと、どういう結果が得られるか分からない研究だと思います。提供した側もデータを提供したときには予測できなかったことが研究結果として出てくる可能性があると思います。予期していなかったけれど、結果として差別や偏見を生む可能性のあるデータ収集になることがある場合、患者にどう伝えるのでしょうか。研究倫理委員会で論点になるかもしれません。同意書を取るときにどこまで説明できるか分かりませんが、少し気になりました。

(花村会長) とにかく本人同意の点と、代諾者が同意する場合とは慎重にしてもらいたいということで、委員から色々指摘が出ています。それを考慮してください。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件1を承認するというのでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】 教員免許更新制に係る所有免許状調査について

(花村会長) 次に、案件2「教員免許更新制に係る所有免許状調査について」についての審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(新田委員) 免許更新時の講習はどのような内容ですか。

(所管課) 最近の教育事情や教員としての資質を高めるものが大学や通信講座で設定しています。その講座を30時間受講し、新しい知識を得て、また10年間活躍してもらいます。

(新田委員) 平成21年からなので、まだ更新の手続きを取っていない人もいるのですよね。

(所管課) まだ最初の10年間の途中です。これから更新講習を受ける人もいます。

(新田委員) 30時間受けて更新できない状況も考えられますか。

(所管課) 履修した際には、やはり単位取得の認証があります。不合格の場合は、大学で単位が取れなかった状態になってしまいます。可能性としてはありえます。

(小嶋委員) 個人情報の種類で「免許状番号」があります。この番号が分か

れば、どういう種類の免許を持っているかは把握できますか。

(所管課) はい、分かります。免許状番号は、授与権者の都道府県教育委員会が振っています。

例えば平成なら「平」、小学校なら「小」、I種免許なら「I」、「第〇〇〇号」というような番号が付きます。その免許状番号で個人が特定されることはありません。

(糠塚委員) この「実施機関での保存期間なし」という記載の意味は何ですか。

(所管課) 全国所有免許状調査事務局は、データの処理だけを受けています。出来上がったデータについては、最終的には都道府県の教育委員会に納められます。私たちは神奈川県教育委員会から、更新に関わるリストだけをもらいます。市は調査に関わるデータは受け取りませんし、保存するわけではありません。受託者においても、この作業が終わり次第データは削除するので、保存はしません。

(花村会長) 今回の案件は、公立学校が対象ですね。私立学校の人たちはどうなるのでしょうか。

(所管課) 神奈川県が免許管理者です。

私立学校も希望があれば、調査そのものには参加できます。どこが参加しているかは、こちらでは把握していません。

(花村会長) 更新を忘れて資格がなくなったら大変ですね。更新は自己責任でもあるのでしょうか。

ほかにご質問がないようなので案件2を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア 三春学園防犯カメラ運用事務

イ 向陽学園防犯カメラ運用事務

ウ みどりハイム防犯カメラ運用事務

エ 潮田公園内防犯カメラ運用事務

オ 横浜動物の森公園管理許可施設（緑のリサイクルプラント）内防犯カメラ運用事務

カ 燃やすごみ運搬業務車両へのドライブレコーダー搭載

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

退職後の地域活動に向けたきっかけづくり事業

(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア YCAN接続端末統制基盤の自治体情報セキュリティクラウドでの利用

イ システム管理システムの運用事務

ウ 横浜ライフイノベーションプラットフォーム（LIP. 横浜）関係事務

(4) システム更新時のデータ移行業務委託に係る事務委託についての報告

ア ハードディスクデータの復旧業務委託

イ 下水道事業財務会計システム運用等事務

(5) 生涯学習等講座の企画運営業務委託についての報告

自然観察ウォーキング企画運営等業務委託

(6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（11件）

(7) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（8件）

(8) 個人情報ファイル簿兼届出書（3件）

(9) 個人情報ファイル簿変更届出書（2件）

(10) 平成28年度下半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について

4 その他

(1) 平成28年度実績報告

(2) 平成28年度個人情報漏えい事故件数

(3) 個人情報漏えい事案の報告（平成29年3月18日～平成29年5月26日）

(4) その他

(花村会長) それでは、次に、「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配付資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

<資料に基づき説明>

本日、類型報告のうちの(3)アの案件についてですが、こちらは本市における情報セキュリティ強化の取組で、取り扱う個人情報は職員の情報のみであるので、類型報告として入れていますが、少し仕組みが複雑ですので、所管課からご説明いたします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

特にご質問がなければ、了承するということによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承といたします。

次に、「4 その他」に入ります。「(1) 平成28年度実績報告」及び「(2) 平成28年度個人情報漏えい事故件数」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

- (小嶋委員) 月別相談件数が載っています。相談の中身はどういうものが多いのですか。その相談内容から横浜市民はどんなところに疑問を持ったり、困っているのかが分かると思います。相談内容に分類はありますか。
- (事務局) 分類では出していません。例えば、市民が店や会社等と契約したとき、「会社の個人情報のこういう取扱い方はおかしいのではないか」というような相談が多いです。
- 横浜市においてすべてを解決するというわけではありませんが、話を聞いて、どこに相談すれば良いかというあっせんをしています。自身の個人情報の扱われ方の相談が多いです。
- (小嶋委員) 事業者から「どういう管理をしたらいいか」というような相談はあまりないですか。
- (事務局) 事業者からはあまりないです。
- 1回ぐらい受けたことがあります。「お客様とこういうトラブルがあって、法解釈的にはどうなのか」ということでした。基本的にはお客様側からです。
- (花村会長) 町内会や老人会からこないですか。
- (事務局) 28年度3月まではまだ件数は少ないのですが、この4月から改正個人情報保護法関係の問合せがひっきりなしにかかっています。来年度、報告する際には件数がかなり増えていると思います。
- (小嶋委員) 先日の新聞記事に、横浜市の説明会で質問が相次いだことが書いてありました。
- (事務局) 自治会町内会向けの個人情報取扱説明会で、私たち市民情報課と自治会町内会を所管している地域活動推進課と一緒に、18区を順番に回っています。南公会堂で開催したときに朝日新聞が取材に来て、出席されていた自治会長たちにインタビューしたものが記事になったものです。
- (花村会長) 全体的な進行や今後の運営の仕方など、意見はありますか。
- (芦澤委員) 個人情報漏えい事故の件数で、自治体の規模に比して、横浜市はどのぐらいのレベルなのかが知りたいです。
- (事務局) 横浜市のように個人情報の漏えい事故を原則全件公表しているところがあまりありません。そのため、他都市と比べて多いか少ないかはなかなか比べられません。
- (芦澤委員) 他の自治体は恐らく、重要案件のみを公表していると思います。横浜市も公表するのは全件でいいですが、重要案件と軽微な案件を分けて把握してはどうでしょうか。他都市の重要案件が出ているのであれば、それをベンチマークするなりして、横浜市のレベル感は分かっていたほうがいいのかと思います。理想はゼロです。ゼロに持っていくのはなかなか難しい中で、どのぐらいにコントロールしておかなければいけないのか目標を持っていたほうがいいのかと思います。
- (事務局) 横浜市で重要案件か軽微案件かは、一括公表にするか個別公表にするかが一つの目安になっているかとは思いますが、それについては集計上に分けて出すことは可能です。
- 他都市については、どういう形で調べられるか、私どももこれから調

べてみないと分かりません。

(芦澤委員) ゼロにするのは現実的でない中で、どのレベルにするのか、目標として持つておかないと、このまま推移しそうな気がします。

(事務局) いろいろと他都市から照会が来たり、こちらからも照会したり、また各都市の個人情報保護担当が集まる会議もあります。そういった機会に状況を把握していきたいと思います。

(芦澤委員) ここ3年ぐらい誤交付が増えています。特に大きな機械システムが入ったようなことはないですか。

(事務局) 特にないです。

(芦澤委員) そうですか。分かりました。

(加島委員) 平成24年の森谷委員長のときに第三者評価委員会で報告書を出しました。そのとき、漏えい事故について分析をして結果が出ました。それを土台にして、あれからどう変わってきているのかを分析したらどうでしょうか。PDCAではないですが、その際提言を幾つかしています。それがそのとおりになっているのかどうかは、確認したほうがいいと思います。

私が調べたところ、大阪市では区別の件数が出ています。大阪市の件数もけっこう多いので、やはり規模と比例するのかなと思います。中身の分析はしていませんが、各所属別の件数は22年から26年までのものがインターネットで調べたところ出てきました。ほかの自治体はほとんど出てこないです。東京都の自治体も全く出てこないです。横浜市はそういう面では進んでいます。

(事務局) 貴重なご意見ありがとうございました。

(花村会長) ほかにご質問がなければ、了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承といたします。

事務局からも委員の皆さんに何かありませんか。

(事務局) 本日の新聞に、横浜市における災害時の行方不明の公表について、記事がありました。災害時は危機管理室が本部になります。危機管理室では、「行方不明者の公表基準はない」ということでした。ところが、消防局で基準を持っていて、その基準が仕上がった平成16年に、当審議会で、「公益上特に必要があると認めるときに該当する」ということで承認されています。大規模な自然災害などが発生したときは、消防局の所管を離れて、危機管理室が災害対策本部を立ち上げ、公表についても所管します。危機管理室では、「消防局の基準を準用して市として対応していくことになるだろう」ということです。

(花村会長) 公表しないで、色々と困ったことが生じる場合、これでいいのかということですよ。

(事務局) 具体的な公表基準としては審議会承認されています。死者と行方不明者が合計で3人以上、又は行方不明者・死者・負傷者が合計10人以上の災害については、例外もありますが、原則として公表します。

ただし、災害の範囲が限定されていて、社会的不安の要素がないとき

は除外します。

(糠塚委員) 新聞記事を見ると、「町内会で新1年生の親にプレゼントするために、学校側に名簿を求めたが、今年は断られた」というエピソードがありました。私が住む地区は、各グループごとに申請させます。本人申請でプレゼントを渡します。敬老のお祝いの場合も同じです。これにはそういう一律の決まりはないですね。

(事務局) 決まりはないです。以前は、敬老祝金等は住民記録のデータから抽出して町内会に提供していました。個人情報保護法の話が出てからそれはやめています。新1年生については、PTAとの関係があって、学校の判断で新1年生の名簿を町内会に提供するところがあったようです。

しかし、今回、個人情報保護法の改正について、私どもで小学校長会へ説明に行ったところ、PTAに関連してこのことについての質問が出て、「それは条例上、問題がある」と話したので、一斉にやめたのではないかと思います。

(花村会長) ほかに何かありますか。

(芦澤委員) ビッグデータの件はけっこう大変ではないかと思います。データ解析をして、アルゴリズムを作ってみないとどういう結果が出るか分からないことがこれから出てくると思います。データを提供した時点では、提供された側はどのような結果が出るか分かりません。本人同意を得るときに、適切な説明のしようがなくなってくると思いました。今まで想定していたのと違ってくることについて、恐らく国など先行して議論していると思いますが、我々も勉強していかなければならないと思いました。

大学等の外部研究機関でも横浜市のデータを解析して公益に帰するという趣旨の研究が増えていくのではないかと思います。

(糠塚委員) 恐らくそれは一義的には倫理委員会の仕事だと思います。学内の倫理委員会が責任を負って、国などの学会の基準に基づいて確認して行うことになっています。審議会でそこまで扱うことは難しいのではないのでしょうか。

(芦澤委員) 横浜市がビッグデータ等を解析し始めることはないですか。

(事務局) 今回改正された個人情報保護法や行政機関個人情報保護法は、「非識別加工情報」という概念ができました。非識別加工情報は、あくまで個人情報という取扱いになっています。照合性は非常に大きな議論になっています。

民間が個人情報を抜いた形でデータを出して解析したときに、とんでもない危険性が出てきたときには、元のデータに戻してその人たちのケアをしなければいけません。そのため、非識別情報のときに照合性を残します。行政が持っている情報を外部に提供する際には照合性を残すので、その部分で個人情報性を残すという議論は国会でされたようです。予測できないことも含めて今後、国などで議論が深まっていくのではないかと感じています。

(花村会長) 事業の目的は正しいと思えて、「反対するのはおかしい」という

雰囲気があったとき、実際にやってみて最後に差別的な結果が得られてしまった場合、それをどうするのかということはこれからありますよね。
(芦澤委員) ビッグデータやAI、ディープラーニングが出てくると、多分そのインパクトが社会の中ですごく大きくなっていきます。また勉強していくべきかなと思います。

(事務局) 国の省庁のデータについては、既に行政機関個人情報保護法が改正され、昨日施行されました。それにならって、各自治体でも条例で同様の仕組みを整理するということなので、国から地方自治法に基づく助言・勧告の通知が先日来ました。通知の中では、条例を整備するに当たり、各自治体で持つ個人情報保護審議会の仕組みを活用せよということでした。いずれまた相談することになると思います。

(花村会長) 中村委員がおっしゃった、代諾権者の同意は難しいですね。どの範囲の人が同意ができるのでしょうか。高齢社会になって、認識できない人が多くなったときを考えると、後見人制度を使っている場合はいいでしょうが、そうでない場合はどうするのか考えておかなければいけないかと思います。

(中村委員) 代諾性よりも公益性の高さで取得したほうが、しぼりをかけられるのかなという気もします。最近では、代諾権者は少し危ないなと思います。結局ほかの人が同意しています。同意はあくまで、本人の同意を基本にすべきかと思います。

(事務局) 個人情報保護法の改正により要配慮個人情報規定ができました。地域の町内会活動では、災害時の要援護者の情報について、寝たきりだったり、返事ができない状況であったときにどうやって取得するのかです。法律上、本人同意が必要になったので、家族から話を聴くのはどうなのかということがあり、町内会で説明しています。やはり家族の同意では駄目で、災害時に安全を守るための措置なので、生命・身体を守るために必要があり、本人の同意を得ることが困難であるという条項で法の規定に当てはめていくと説明しています。

(花村会長) 公益性を重視するということですよ。

(小嶋委員) ビッグデータの件ですが、横浜市に外部の機関から、「匿名加工して使うので、データを提供してほしい」という依頼があったときの、提供できる基準はできているのですか。

(事務局) 昨日の施行日に備えて、国のほうで、個人情報保護委員会がガイドラインや基準を示すと言っていました。出てきた基準は基準というよりは、匿名化する手法の羅列のようなものです。その手法を使い、どういう状態になれば「匿名化された」と言えるのかが、どうもよく分かりません。その辺りが解決しないと、具体的にこの制度は動き出さないかなと思います。

ひとまず法の施行後に省庁が動き出さないと、ということのようです。実際に先行して国が動き出して、匿名化して提供した実例が出てきてから、それを研究して検討していくのかなと思います。

その基準づくりの際には、先生方の意見を聞くことになるのではないかと考えています。

	<p>(花村会長) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、6月28日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、前回までと同じ場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料 第155回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>2 特記事項 次回は平成29年6月28日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成29年6月28日第156回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡